

介護老人保健施設 ハーモニー共和

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

2020年4月1日現在

○加算の取得状況

- 老人保健施設・短期入所療養介護：介護職員等特定処遇改善加算(I)
通所リハビリテーション：介護職員等特定処遇改善加算(II)

○賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

●資質の向上

- －働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

●労働環境・処遇の改善

- －新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- －雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- －子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- －事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- －健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

●その他

- －非正規職員から正規職員への転換
- －職員の増員による業務負担の軽減